

山梨県公報

号外第九号

日曜

令和五年
一月十四日

令和4年度 定例監査実施結果

第1 令和4年度定例監査実施結果〔下期分〕

1 監査実施機関数

監査箇所	本庁	かい、	その他の機関	計
感染症対策センター				0
知事政策局		2		2
スポーツ振興局				0
県民生活部	6			6
男女共同参画・共生社会推進統括官				0
リニア未来創造局	1			1
総務部	2			2
防災局	1			1
福祉保健部	11			11
子育て支援局	6			6
林政部	1			1
環境・エネルギー部	1			1
産業労働部	6			6
観光文化部	5	1		6
農政部	10			10
県土整備部	5			5
出納局			0	0
企業局			0	0
教育委員会	47			47
議会事務局			0	0
行政委員会			0	0
警察本部	12			12
合計	0	116	1	117

山梨県監査委嘱告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定に基づいて執行した監査の結果に関する報告について、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年一月二十四日

山梨県監査委員	中澤和樹
同	久司
同	富美男
水岸	亨

2 監査対象期間
前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査の実施期間
令和4年9月15日～令和5年1月26日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」といいう。）を定め、監査を実施しており、今年度は「毒物及び劇物の管理」は適切に行われているか。」を重点事項とし、行政監査と併せて実施した。

5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘要	要
指導事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの	
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの	
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの	

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。監査対象機関等に文書で通知する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事が認められた。監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、下表のとおりである。

令和4年度下期 A	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	1		1	1				4	1	7	
指導事項	19	5	44	3	6	7		5		89	
注意事項	2		4	3	11		30		50		
合計	0	22	5	49	6	6	18	0	39	1	146

令和3年度下期 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	2		1	1	1	1	1			5	
指導事項	24	5	21	2	7	12		25		96	
注意事項	1	7	4	1	1	17				31	
合計	0	27	12	26	3	9	30	0	25	0	132

令和4年度下期と令和3年度下期との対比 A-B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	▲ 1			▲ 1	▲ 1	▲ 1	4	1		2	
指導事項	▲ 5		23	1	▲ 1	▲ 5		▲ 20		▲ 7	
注意事項	1	▲ 7	2	▲ 1	▲ 6		30		19		
合計	0	▲ 5	▲ 7	23	3	▲ 3	▲ 12	0	14	1	14

(注意事項) 1件 (収入1)

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

- 行政文書の写しの交付に係る現金収納事務において、次のとおり不備があった。
①現金出納簿は財務規則第44条第5項の規定により現金領収月別表を付して月別に編集しなければならないとされているが、現金領収月別表が作成されていなかった。
②現金領収簿の書類の用紙は、簿冊のその箇所に残しておかなければならぬとされているが、4枚複写のうち、現金領収書原符以外の3枚について、簿冊に残されていないものがあった。

(注意事項) 1件 (収入1)

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

- 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。
①同一週内に振替ができないため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25／100(月の勤務時間が60時間を超えた部分については50／100)の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していた。

機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年1月8日、令和5年1月12日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件 (給与1)
(注意事項)	なし

監査対象機関	知事政策局 大阪事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月25日、令和5年1月19日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	2件 (給与2)
(注意事項)	なし

が、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が課って支給されているものがあった。

②同一週内に振替ができなかったが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えていないとしたが、当該祝日を別の週に代休日を指定し勤務したことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えており、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務

より、1週間の勤務時間が38時間45分を超えており、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給すべきところ、支給されていないものがあった。

③60時間超の時間外勤務による実績の集計において、週38時間45分を超えた部分の勤務実績を誤ったまま計算したため、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当が過大・過少に支給されているものがあった。

④人事給与システムへの入力に誤りがあり、時間外勤務手当が過少に支給されているものがあった。

2)現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 島根地域県民センター
監査対象期間	令和3年7月～令和4年6月
監査実施日	令和4年9月15日、10月21日、10月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)2件(給与2)

1)週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。

- ①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。
- ②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があったとして支給していたが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が課されていなかった。

2)現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあ

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月
監査実施日	令和4年12月6日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	県民生活部 総合理工学研究機構
監査対象期間	令和3年10月～令和4年7月
監査実施日	令和4年10月4日、11月12日、11月30日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

2)現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあ

った。

3)燃料地下タンク及び地下埋設配管の漏洩検査点検業務委託契約書において、次のとおり不備があ

った。

①契約書第1条に定める仕様書が添付されていなかった。

②契約書第2表において、受託者は技術上の管理をする業務主任技術者を定めて県に通知するものとされているが、履行されていなかった。

③遅延利息に関する事項が記載されていなかった。

4)産業廃棄物収集・運搬・処理業務契約書に、廃棄物の処理及び情報に関する法律施行令第6条の第4号において委託契約書に含めることとされている事項についての条項の一部が設けられていなかった。

(注意事項)なし

間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があ

ったとして、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が課されていなかった。

3)燃料地下タンク及び地下埋設配管の漏洩検査点検業務委託契約書において、次のとおり不備があ

った。

①契約書第1条に定める仕様書が添付されていなかった。

②契約書第2表において、受託者は技術上の管理をする業務主任技術者を定めて県に通知するものとされているが、履行されていなかった。

③遅延利息に関する事項が記載されていなかった。

4)産業廃棄物収集・運搬・処理業務契約書に、廃棄物の処理及び情報に関する法律施行令第6条の第4号において委託契約書に含めることとされている事項についての条項の一部が設けられていなかった。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月22日、令和5年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)4件(収入1、給与1、契約2)

1)歳入について、次のことおり収入未済があった。

富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金

- 過年度分 先数 1件 132,446円

2)週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。

①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日

(指摘事項)なし

(指導事項)1件(給与1)

1)週休日の振替において、振替を行った勤務日ととなった日に係る時間外勤務手当が、週休日におけ

る支給区分のまま過大に支給されていた。

(注意事項)なし

監査対象機関	県民生活部 総務部 総合県税事務所

</

監査実施日	令和4年1月24日、令和5年1月26日	監査の結果
(指摘事項)	なし	(④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)過年度分先数2件83,292円)
(注意事項)	なし	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	単位：円	
会員税	個人県民税	個人事業税
個人県民税	個人事業税	個人事業税
直接税	直接税	直接税
不動産取得税	自動車税種別割	自動車税(旧法による)
計算金	合計	合計
553,699,551	48,985,159	18,443,613
13,945,627	36,724,361	18,727,218
26,684,180	39,140,334	12,147,231
55,572,078	28,318,560	18,307,676
48,985,846	589,598,718	772,759,846
2) 週休日に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。		
①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3・8時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を支給すべきところ、支給されていなかったものがあった。		
②支給区分を誤り、過少に支払われているものがあった。		
3) 通勤手当の認定において、支給開始月を誤ったため、過少に支払われているものがあった。		
(注意事項)	1件(契約1)	(注意事項) 1件(契約1)
監査対象機関	防災局 消防学校	監査対象機関 福祉保健部 岐阜保健福祉事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年9月	監査対象期間 令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月26日	監査実施日 令和4年1月28日、令和5年1月10日
監査の結果	監査の結果	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。		
(指摘事項)	なし	(指摘事項) 1件(收入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。		
[一般会計]		
生活保護費返還金		
過年度分	22,521,768円	令和4年年度分 3,014,361円 合計 先数66件 25,536,129円
[特別会計]		
①母子福祉資金貸付金償還金(元金)		
②母子福祉資金貸付金償還金(利子)		
過年度分	3,946,645円	令和4年年度分 212,202円 合計 先数14件 4,158,847円
③母子福祉資金貸付金償還金(元金)		
過年度分	先数1件 8,458円	
(注意事項)	なし	(注意事項) なし
監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所	監査対象機関 福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月	監査対象期間 令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月29日、令和5年1月10日	監査実施日 令和4年1月29日、令和5年1月10日
監査の結果	監査の結果	監査の結果
(指摘事項)	なし	(指摘事項) 2件(收入1、給与1)
(指摘事項)	1件(收入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。		
父子福祉資金貸付金償還金(元金)		
過年度分	先数3件 4,695,000円	
[特別会計]		
①母子福祉資金貸付金償還金(元金)		
過年度分	25,082,089円	合計 先数48件 25,136,839円
②母子福祉資金貸付金償還金(利子)		
過年度分	28,548,596円	合計 先数31件 28,822,574円
③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)		
(指摘事項)	なし	
(指摘事項)	2件(收入1、給与1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。		
[一般会計]		
生活保護費返還金		
過年度分	28,548,596円	合計 先数31件 28,822,574円
[特別会計]		
①母子福祉資金貸付金償還金(元金)		

過年度分	16,640,449円	令和4年度分	837,749円	合計	先数 35件	17,478,198円
②母子福祉資金貸付金償還金（利子）						
過年度分	先数 5件	147,339円				
③父子福祉資金貸付金償還金（元金）						
過年度分	先数 1件	83,344円				
④寡婦福祉資金貸付金償還金（元金）						
過年度分	842,709円	合和4年度分	61,130円	合計	先数 3件	903,839円
⑤寡婦福祉資金貸付金償還金（利子）						
過年度分	先数 1件	38,625円				
2) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。						
①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5／1.00（月の勤務時間が6.0時間を超えた部分については5.0／1.00）の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。また振替を行った勤務日となつた日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま过大に支給されていた。						
②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に2.5／1.00（月の勤務時間が6.0時間を超えた部分については5.0／1.00）の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことなどにより、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。						
(注意事項)	なし					

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所	監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月	監査実施日	令和4年1月15日、令和5年1月16日	監査の結果
(指摘事項)	なし	(指摘事項)	なし	(指摘事項)	なし	(指摘事項)
(指導事項)	1件 (給与1)	(指導事項)	1件 (給与1)	(指導事項)	2件 (給与1)	(指導事項)
1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となつた日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま过大に支給されていた。		1) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に2.5／1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えておらず、过大に支給されているものがあった。		1) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に2.5／1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えておらず、过大に支給されているものがあった。		(注意事項)
(注意事項)	なし	(注意事項)	なし	(注意事項)	なし	(注意事項)
監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター	監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月	監査実施日	令和4年1月29日、4月23日	監査の結果
(指摘事項)	なし	(指摘事項)	なし	(指摘事項)	なし	(指摘事項)
(指導事項)	2件 (收入1、給与1)	(指導事項)	1件 (給与1)	(指導事項)	1件 (給与1)	(指導事項)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。		1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となつた日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま过大に支給されているものがあった。		1) 週休日の振替において、振替を行い勤務日となつた日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま过大に支給されているものがあった。		(注意事項)
①児童福祉施設費負担金		②山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程第2条に規定する特例職場にて、勤務時間を割り振られた日における時間外勤務手当の支給区分に誤りがあり、过大に支給されているものが		①児童福祉施設費負担金		(注意事項)
過年度分	1,545,909円	合和4年度分	109,290円	合計	先数 6件	1,655,199円
②あけぼの医療福祉センター使用料						
過年度分	2,295,667円	合和4年度分	81,476円	合計	先数 6件	2,377,143円
2) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えたため、勤務時間が2.5／1.00の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があつたことや別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が3.8時間4.5分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあつた。						
(注意事項)	1件 (重点事項1)	(注意事項)	1件 (重点事項1)	(注意事項)	1件 (重点事項1)	(注意事項)
監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター	監査対象期間	令和3年8月～令和4年9月	監査実施日	令和4年1月2月6日	監査の結果

(指摘事項) 1件 (重点事項1)
1) 毒物及び劇物の管理について、毒物及び劇物取締法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていなかった。

(指導事項) 1件 (契約1)
1) 特別管理制度廃棄物収集・運搬委託基本契約書及び産業廃棄物処分委託契約書において、受託業者は事業範囲を証する許可書の写しを県に提出し、本契約書に添付すると定められているが、履行されていなかった。

(注意事項) 1件 (重点事項1)
監査対象機関 福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間 令和3年10月～令和4年7月
監査実施日 令和4年10月31日、11月29日
監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項 指摘事項に該当するものはなかった。

監査対象機関 子育て支援局 女性相談所
監査対象期間 令和3年9月～令和4年9月
監査実施日 令和4年12月6日
監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項 指摘事項に該当するものはなかった。

監査対象機関 子育て支援局 中央児童相談所
監査対象期間 令和3年8月～令和4年7月
監査実施日 令和4年10月4日、11月17日
監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項 指摘事項に該当するものはなかった。

監査対象機関 子育て支援局 都留児童相談所
監査対象期間 令和3年9月～令和4年8月
監査実施日 令和4年11月22日、令和5年1月17日
監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 3件 (給与3)
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が3～8時間4～5分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25／100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。

2) 住居手当について、届出の事実発生日が月の初日以外のため、翌月から支給開始と認定すべきところ、事実発生日の属する月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあった。
3) 会計年度任用職員の期末手当に係る社会保険料について、控除額に誤りがあり、離部金残高が過大となっていた。

(注意事項) なし

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園
監査対象期間	令和3年9月～令和4年8月
監査実施日	令和4年1月16日、令和5年1月24日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

監査対象機関 児童福祉施設費負担金
監査対象期間 過年度分
監査実施日 令和4年1月12月6日
監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

監査対象機関 児童福祉施設費負担金
監査対象期間 過年度分
監査実施日 令和4年1月12月6日
監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

監査対象機関 林政部 森林総合研究所
監査対象期間 令和3年8月～令和4年7月
監査実施日 令和4年10月27日、11月30日
監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) なし

監査の結果

監査対象機関 環境・エネルギー部 富士山科学研究所(防災局と共管)
監査対象期間 令和3年7月～令和4年6月
監査実施日 令和4年9月30日、10月28日
監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査の結果

監査対象機関 環境・エネルギー部 富士山科学研究所(防災局と共管)
監査対象期間 令和3年7月～令和4年6月
監査実施日 令和4年9月30日、10月28日
監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 4件 (支出1、給与2、重点事項1)
1) 日本民俗学会負担金について、私費で支出していたことが判明したため、資金前渡の対象外として精算・れい人を行ったが、その間長期にわたり資金前渡職員の口座に滞留していた。
2) 通勤手当の認定において、通勤届の決定事項欄の該当するものにレ印を付し、手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入しているが、記入されていなかった。また、任命権者確認・決定欄に押印のないものがあった。
3) 再任用職員の令和3年1月20日勤勉手当に係る社会保険料について、被保険者からは正しい保険料を徴収していたが、健康保険、厚生年金保険被保険者賞与支払届の額に誤りがあつたため、予備監査日現在、差額分が離部金に滞留していた。